

## 令和2年度第4回総合企画専門分科会概要

1 開催日時 令和2年11月20日(金)10時00分～12時00分

2 開催場所 滋賀県合同庁舎 7階 7-A会議室

3 出席委員(五十音順、敬称略)10名

上野谷加代子 金子秀明 崎山美智子 谷仙一郎 谷口郁美 津田洋子  
森恵生 森ちあき 山口浩次 幸重忠孝

4 欠席委員(五十音順、敬称略)3名

岸本正俊 阪本重光 山田容

5 事務局

健康福祉政策課：奥田課長、浅岡課長補佐、安達主査、西村主事

6 進行

(1) 開会

(2) コロナ禍における活動に関するアンケートについて

(3) 次期「滋賀県地域福祉支援計画」の骨子案について

7 概要

〔事務局〕

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第3回総合企画専門分科会を開催させていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます健康福祉政策課の浅岡と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まず、本日の分科会には、委員13名中11名の御出席をいただいております。委員総数の過半数以上となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例に基づき分科会が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、本日配布している資料の確認をお願いします。

<資料確認>

本日は、NPO法人街かどケア滋賀ネット 理事長 谷委員より「コロナ禍における生活支援コーディネーターの活動」についてご報告いただき、その後、次期「滋賀県地域福祉支援計画」の骨子案についてご意見を伺いたいと考えております。

それでは、議事に入らせていただきます。

進行につきましては、審議会条例第7条第3項により、分科会長がすることとされておりますので、分科会長、よろしく申し上げます。

〔分科会長〕

この総合企画専門分科会は、非常に学びが多いですし、自由なご意見を聞かせていただいております。ありがとうございます。

そういう中で、ぎりぎりできる所まで表現していくということが大事かと思えます。

今、私たちが到達していることを次の世代がしかばねを超えて形になると思えますので、忌憚のないご意見を本日も頂戴したいと思います。あと2回で成案し、審議会本体に答申しないといけませんので、その点を考えていただきながら進めさせていただきます。

そして、本日、このコロナ禍においても、活動されている団体について谷委員からご報告いただきますので、各委員におかれましてもご自身の団体についてご紹介いただきますようお願いいたします。

それでは、時間内ぎりぎりまでどうぞよろしくお願いいたします。

谷委員、コロナ禍における活動について発表をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔委員〕

まだ、まとめたての資料ですがご報告させていただきます。

滋賀県と一緒に取り組んでおります「さまざまな人を支えるお互いさまの地域づくり」事業において、例年ですと、色々な活動をされている団体さんに集まっていただき連絡会を開催しております。しかし、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が流行しておりますので、連絡会の開催等は躊躇しておりました。

その代わり、色々な活動団体さんが困られていること、どのような活動をされているのかを皆さんからお答えいただき、回答結果を皆さんにお返しすることとし、アンケートに取り組みました。

以前、冊子を配布させていただきましたが、冊子に掲載されている県内で活動されている団体さんへ郵送でアンケートを送付しました。41 団体さんが回答いただきまして、回答率は61%でした。

居場所の活動、生活支援の活動、買い物支援、子育て支援、その他、色々な活動をされていますが、そのような団体さんからお返事いただいています。

全体としてまとめた資料を基に説明させていただきます。

まず、活動についてですが、緊急事態宣言時は、ほとんどが休止されていました。居場所の活動は特にそうでした。生活支援、子育て支援は全て継続されていまして、集まるという活動は感染対策を取りながら、活動を継続されています。

外出支援につきましても、休止は1団体、生活に密着した活動は、感染症対策を取りながら継続をされています。

居場所の活動につきましては、食事の提供はできていないということで、利用者さんやボランティアさんは困っておられるということです。三密等に配慮しながら活動を継続されている団体もあるようです。

活動内容を縮小されている団体につきましては、公の会場が使用できないため自宅等で人数を減らして活動されたり、三密を確保できない事業は、休止せざる得なかったということです。フォーラム等多数人数が集まる機会、食事は中止されています。体操等回数を減らして活動されたり、グループ等人数を縮小してゲーム等に活動内容を変更されている団体がありました。

新型コロナウイルス感染症感染防止対策については、居場所の活動では、手洗い、検温、マスク着用、会場の換気、ソーシャルディスタンスの確保、健康チェックシートの活用、活動時間の短縮、広い会場への移動です。

外出支援におきましては、移動車中で大声は出さない、車内の換気、買い物代行で対応、要望があれば運転手の検温、マスク着用を義務付けられています。市の新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づいて対応されているところもあります。

活動を休止・縮小されている団体が、活動再開に必要なこと、行政に求めることについて聞きました。行政の支援を必要とされている団体は少ないですが、広い会場の提供、マスク、アルコール消毒の無料配布、体温測定記録用紙の配布、休止期間中の活動への対処、再開に向けたガイドライン等の情報提供等の支援が必要と回答されています。

次に、「コロナ禍により活動方針を変えられましたか」の質問につきましては、活動方針を変更されている内容としましては、活動内容を変更せざるを得ない状況にある中で変更された団体さんに回答いただきました。

状況により方針が変わりますので、無回答が多かったのですが、消毒の徹底、活動時間の縮小、水分補給は各自持参、ソーシャルディスタンスの確保、サロンの中止、利用者さんと密になる活動を休止、食事を配食に変更、三密の回避、人数制限し、2回に分ける等の対応のようなことをされているようです。

続きまして、コロナ禍により発生している課題に対する回答です。全体的に利用者さんが減少しているようです。高齢者が自宅にいることが多くなり、認知症が進みやすいのではないかと心配、居場所の休止により利用者の心身が心配、身体機能が低下している、再開の問い合わせが多い、マスクの管理が大変で利用者さんの理解が得られない、生きがいを持って活動してくれていたボランティアさんの活動がなくなり心配している、身体不自由な人の手

助けをしながらの活動のため、益々弱っていかれるのではないかと心配、人権意識の視点で、新型コロナウイルス感染症に感染された方やご家族の人権を守るために何ができるかを考えられる社会づくりが必要、活動が休止になりますので、サービスに行かれている方がおられる、そういった意見がありました。

活動休止中、一部の活動のみ実施されている内容について回答いただきました。週に1度数人に連絡を取り、週に何度か会っている、認知症予防やコロナ対策、介護ゼロを目指したお便りの発行、様子伺いを兼ねて社会福祉協議会の手作りマスクをサポーターが手分けし、お届けした、電話対応が可能な方に対し様子伺いの電話をかけた、介護予防のリーフレットを発行、スタッフが手作りしたマスクを配布、現在、防災頭巾を作成中、訪問、ごみ回収手伝いをされています。また、おやつを持参し見守り活動の実施、体操プリント等を持参し、訪問活動されていることがありました。

今欲しい情報や共有したい情報についても聞きました。食事の提供についての情報が欲しいということです。なかなか分からない状況ですので、どのように進めていけばいいのかわかっているようです。

昼間一人暮らしへのサポートの情報、再開・休止のガイドライン、運動会中止等他集落での活動状況、地域住民の共助を進め、継続性を図るには行政や社会福祉協議会がしっかり評価し、人材育成についてその責任のもとで実践していくべき、通院、買い物支援に対する行政の助成や保証、ワクチン、治療薬が欲しい、他の団体の状況、リスク管理、グループ演奏の実施例、高齢者の身体機能の低下、認知能力の低下等への対応、食事以外で楽しく集える方策、各団体の三密の取組、活動情報等を回答いただきました。

カテゴリーごとの資料、市町あてのアンケート結果を添付しておりますので、詳細については確認いただきますようお願いいたします。

各団体の状況を知りたいというご意見がございましたので、WEB 会議を開催したいと考えております。

活動者は高齢者が多いので、どれぐらいの方が参加いただけるかわかりませんが12月16日に開催予定です。

コロナ状況により実施できるかわかりませんが、令和3年2月に対面型の会議を開催したいとも考えています。

北部と南部に地域を分け、WEB も併用して開催します。

新型コロナウイルス感染症感染防止対策を取りながら、活動を継続できるお手伝いができたらいいなと思っています。

〔分科会長〕

ご質問、ご自身の団体のお立場によって活動されていること等についてお話しください。

〔委員〕

参考になるアンケートを見せていただきありがとうございます。

自身の協議会においても課題が出てきていますので、非常に分かりやすい形で県内の状況をまとめていただいていますので、全体的な課題が見えてきました。どこに特に力を入れて取り組んでいけばいいのかが見えてくる資料と思い見ておりました。

新型コロナウイルス感染症は、心配ですが、何とかして活動はしたい時に、どこに注意をして活動すればいいのかが心配です。可能であれば、公の機関が示していただけるとありがたいです。それを自主判断に任せられると、何かあった時のことを気にされる団体さんが多いです。

厚生労働省や社会福祉協議会から、最低守るルールは示していますが、安心な活動に向けて背中を押してくれる何かがあると活動者さんも安心して活動できると思います。

また、12月11、14日に生活支援コーディネーターの情報交換会を県内2会場で開催されますので、そちらでこの資料を提供いただけるといいと思っています。実際、現場に出ているコーディネーターも参考になる資料かと思いました。よろしくお願いいたします。

〔委員〕

コロナ禍では主に高齢者が取り上げられますが、事業所等に行きますと、障害のある方は毎日の生活リズムが新型コロナウイルス感染症の影響で崩れてしまっています。そのため、家族の負担が大きくなっています。

アンケートで回答されている生活支援の活動をされている10団体は、ずっと活動を継続されているのか、または、当初は活動自粛されていて、活動を再開されたのかを教えてください。

当団体では、マスクの着用ができない人がたくさんおられますので、「マスクの着用ができません」という缶バッジを作り、配布させていただいております。

団体さんの活動の中で、マスクに関するトラブルはなかったのか併せて教えてください。

〔委員〕

具体的な細かい内容につきましては、確認できていません。

訪問する活動については、継続されているようです。NPO法人元気な仲間を実施しております「助け合い高島」では、皆さん、マスクの着用にご注意をされています。しかし、マスクを着用せずに訪問をしたというクレームがありました。やはりその点については心配をされるようですので、マスク着用については徹底していかないといけないと思っています。

人によって個人差がありますし、どこまでその人が問題意識を持っておられるかにもよりますので、団体でルールをある程度作っていかねばならないと思っています。

大津市社会福祉協議会では、住民の活動のためのマニュアルを作成されているのを拝見しましたので、そちらも参考に活動できたらいいなと思っています。

〔分科会長〕

障害者のマスク着用が難しい中での活動についてヒント等ありますでしょうか。

〔委員〕

委員がおっしゃったことは非常に共感できることです。

精神障害の方で、一見、自力で通所されている方が感覚の問題でどうしてもマスクの着用ができません。

実際、みんな集団の中でマスクを着用していない人に対して非常に恐怖感を持ちます。自分はマスクを着用できないことをどう証明するかということで、マスクを着用できない人は外出しない選択肢を取ってしまいます。フェースシールドを顔に直接ふれないように工夫をしても重度の障害の方は、鼻にひもが当たり噛んで食べてしまいます。マスクの着用が彼ら、彼女たちを守るということなのか、我々の安心だけなのかというのがあります。

集団に入ってもらうためには、検温と手指消毒、中には布で軽く覆う方もおられます。

そのような感覚過敏な方もおられるということを経験している人は認めていかないと、マスクを着用していないだけで批判されるケースがあるということで、どうしても外に出ないという選択をすることになるのだと思います。

アンケートの中で、非常に興味深く感じたことがあります。「生きがいをもって活動しているボランティアさんの活動の場がなくなって心配している」との回答がありました。当事者という意味では支援している人が当事者であるという意味がありますが、活動している人自身も当事者であることがちゃんと記載されています。高齢者の方がこれからの課題について、「全てが面白くない」とアンケートに回答されています。

具体的に何に困っているのか答えられる部分とこの先のぼんやりとした不透明な不安感を言葉では表現できませんが、しんどさ、重みがのしかかっているのだと思います。

アンケートに具体的な記述はありませんが、私達は「全て」は何なのか洞察していくべきだと興味深く読ませていただきました。ありがとうございました。

〔委員〕

最近のことですが、民生委員・児童委員自身が活動を制約したり、自粛したりという問題はありますが、実例といたしまして濃厚接触者になったかもしれないとう民生委員・児童委員がございました。

ご近所の高齢の方が、しんどいので病院に連れて行って欲しいということで民生委員・児童委員が連れていくこととなりました。その民生委員・児童委員は運転ができませんので、他の方に運転をしていただき、病院に行きました。検査の結果、その高齢の方は陽性でした。

その後、病院につれて行った民生委員・児童委員は、保健所から濃厚接触者の可能性があ

るとの連絡を受けました。そのような事例を受け、民生委員・児童委員も感染防止対策を強化する必要があるということで、急遽、役員会を開きまして、「民生委員・児童委員活動のガイドライン」を作成すべきとなりました。

そこで調べましたら、千葉県民生委員児童委員協議会連合会が細やかな所まで触れた新しい生活様式に対応した「民生委員・児童委員活動のガイドライン」を作成されていました。そちらを参考にし、滋賀県も県として作成する必要性を切実に感じたところです。

〔分科会長〕

千葉県の民生委員児童委員協議会連合会は非常によいものを出しておられます。先日、富山の会議に出席しましたが、そちらでも配布されていました。

〔委員〕

県内の各団体の取組状況が分かるということは団体、社会福祉協議会にとっても非常にいいことです。本当にありがとうございます。

先日、事務局にふれあいサロンをされている民生委員・児童委員さんが来られ、触れ合いサロンを久しぶりに開いた時、皆に正しい情報が伝わっていないことに気付いたことを話されていました。80代の方が見るテレビは、昼間のワイドショーで、正しい情報が伝わっておらず、萎縮されていると分かり、正しい情報、正しい対策についてふれあいサロンで話して欲しいと依頼されました。

一人ひとりが孤立していると情報はテレビからになります。昼間のテレビ、ワイドショーのみからの情報しか得ない高齢者等は情報弱者ではないかと言われます。

サロンでは、そういった人が集まり、正しい情報が伝わる機会となります。そのため、ガイドラインやマニュアルを使用するコーディネーターが力を発揮する非常に重要な機会だと思います。

人が集まる場面での正しい情報を伝えることが色々な人に求められている非常によいアンケートだと思いました。ありがとうございます。

〔委員〕

1つ質問です。

回答率 61%ですが、未回答だったところは、活動が忙しくて回答できなかったのか、活動をしていないと、回答することがないので回答するのが恰好悪い等といった理由からだったのでしょうか。

当団体は、子ども関係の居場所、生活支援を実施しており、休止せず活動しています。土日も開設し対応しています。それは、置かれている子どもたちや家庭の状況がどんどん悪化しているからです。親御さんが障害を抱えておられる方が多いので、しんどさが高まったり、子どもが保護されたり、レベルがどんどん上がっています。

先日、保護された子どもさんは、当団体利用者の中では一番お利口さんでした。お手伝いもするし、非常にいい子でした。危ないなど心配はしていましたが、最終的にはやはり保護されました。

声を出せたり、外から何とかしないといけないと思う子はいいのですが、今回のお子さんのように一見しっかりしていて大丈夫そうに見える子どもや家庭が急に悪化します。

若者の自死者が増えていますが、メンタル的にどんどんしんどくなって自死する人増えている中で居場所の在り方を検討しないといけないと思っています。

#### 〔委員〕

滋賀県社会福祉協議会は、子ども食堂向けには、支援者の立場的に感染対策の正しい情報のガイドラインを早々に出したが、他の分野、さまざまな活動をされている団体に向けて、困りごとを受けていても情報発信ができておりませんでしたので、反省しています。

千葉県の民生委員児童委員協議会連合会のガイドラインのようによいものの情報収集、情報提供もできていませんでした。これからは支援者が集まる機会を設けるように準備を進めていますので、生活支援につきましても谷委員に力を貸していただきながら進めたいと思います。

私も久々にこども食堂にお手伝いに行きました。そこは、自治体単位の子ども食堂ですが、自治会活動は一切されていませんでした。自治会活動はされていませんが、会館は利用できるの、ボランティアが声をかけながら感染症対策をとり、子ども食堂を開催されています。利用者さんも感染症対策の在り方含め、新たな利用方法を理解いただけるようになっていとおっしゃっていました。

一人ひとりを見て、つながることの大事さを実感しました。県の計画中でも、県民一人ひとりが住んでいる地域、身近な所でのことにおいて、心をつかむフレーズで打ち出していくことが大事だと思いました。

#### 〔分科会長〕

まとめて谷さんお願いします。

#### 〔委員〕

ありがとうございます。

39%未回答については、情報収集していきたいと思います。一部知っているところについてお話をしますと、本体の方に影響があるといけないとの理由で休止された取組がありました。当法人においても食事提供をしていましたが、介護との関わりとの関係で休止をしました。

場所としては、残していますので別の使用方法を検討しています。

現時点では、詳細は確認できていませんので、情報収集し改めて情報提供します。

ありがとうございます。

〔分科会長〕

今後、精査しながら皆さん方に分かりやすくご報告いただいて、参考にしながらやっていけるようなものとなっていました。

私は、新型コロナウイルス感染症の説明資料は、日本赤十字社の説明が好きです。

そして、民生委員児童委員協議会連合会の千葉県のガイドラインは、非常に細かいです。

そのような資料がありますと、活動の段取りが分かりますし、一つの基準となりますので参考にさせていただければと思います。

滋賀県地域福祉支援計画は、市町、県各圏域において配慮すべきことは事例として記載してもよいかもしれないです。

困難な中でも継続しているものが多いというのが分かり、そこは評価をさせていただきたいと思います。全国の民生委員活動の場合も、90%以上が活動を継続されていますので、つながりを切らないことが大原則であるとおっしゃっていました。

そういう意味で、細々とそれぞれがやっていくことが大事だと思います。

回答されなかった団体が分かっているならば、連絡を取っていただくのも私達は仲間であることをアピールするきっかけになるかもしれません。

貴重なアンケート、本当にありがとうございました。是非、これをまとめていただき市町にも展開していただきたいです。

それでは、次期滋賀県地域福祉支援計画の骨子を考えていかなければいけません。事務局から資料を説明いただき、ご議論をしていただきと思います。

〔事務局〕

資料1・2 説明

〔分科会長〕

すっかりしまして何度も事務局勉強してもらいました。

いかがでしょうか。全体を通して。

〔委員〕

1つお願いしたいです。

障害高齢者の支援ということをどこか文言で入れていただきたいと思います。介護と障害の狭間で悩んでいる人がたくさんいらっしゃいますので、取組の方向性で「種々の生活課題を抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進」に障害高齢者を入れていただきたいと思います。

〔分科会長〕

従前からの生活課題とは違う課題を主張して記載さえていますが、従来からの障害者の問題、介護者の問題があるのでそこも入れてくださいということです

〔事務局〕

委員のご指摘のとおり、現在、障害をお持ちの方の高齢化が進むと、介護分野、介護保険分野で課題も出てくるかと思いますので、そういった意味でもしっかり対応していきたいと思えます。

〔分科会長〕

子どもの問題もそうですね。

あまりにも従前と違うものを強調していますが、従前のものもきちんと入れてください。いかがでしょうか。その他ございませんか。

〔委員〕

今年、私は、県の高齢者、障害者プラン策定に携わっています。その中で、両プランは、具体的に滋賀取り組んでいく方向や課題をはっきりと打ち出しています。その中に共生社会で共に生きていくことを漠然と「共に」ではなく、「働いていく」「認知症であっても地域の中で暮らす」というように「共に」の中に具体的に盛り込んでいきます。

年度で更新するプランではなく、今の時代にはっきり出てきていることが盛り込まれているプランになっていると思います。地域福祉支援計画は、上下関係はありませんが、はっきりと面的につないでいくプランで、同時期に進めていかなければいけない難しさもあるかと思いますが、滋賀県の中で面的につないでいくべきかと思えます。基本方針2に該当するかと思えます。

面的にというと国は重層的支援体制ということになるかと思えますが、基本方針2, 3の中に分かりやすく出てくるといいなと思えました。

かつての地域福祉支援計画は、児童、障害、高齢にあてはまらない所を強調する、そこを放っていかない意味合いが強かったと思えます。しかし、制度のところと共に、制度の狭間を面的に出せたらいいなと思えました。

〔事務局〕

全県的に広げていくとかいう趣旨とは違いますよね。

〔委員〕

面的にというのは、各分野、それぞれを地域の中で包括的につないでいくのがこの計画であらうと思えます。

〔分科会長〕

今後5年間重点的な取組は、地域福祉支援計画が上位計画になった計画で、各計画を地域福祉支援計画として推進できるようにすることです。

障害、児童福祉は兄弟なので、兄弟のことはわかっていないといけないよということです。5年も経てば当たり前のことになるかもしれませんが、法律が改正されて初めての計画ですので、そういう趣旨のことが基本方針3に入れば、重点的な取組として「各計画の推進を図るため〇〇」等とすればいいかもしれません。

〔委員〕

包括的・重層的のところ、面的な所や分野横断的なことを示されるということだと思いますが、気になっているのが、もともとが地域福祉のモデルとなっていました、相談支援体制の中で相談に特化されるような印象を受けました。地域福祉というのであれば、相談という視点だけでなく、地域づくりという視点が入った方がいいかと思います。

重層的支援体制も包括ケアシステムも地域づくりの視点が含まれますので、書き換えるのであれば、「相談支援体制・地域づくりの推進」とし、両方を含めた方がいいのではないかという印象です。

取組の方向性の中で、(1) つながり・支え合う地域づくりの中に包括的・重層的支援体制を記載するのであれば、印象も違うのかと思います。

もう1つ別の意見です。基本方針3の人づくりで、介護職だけなのかなと思いました。保育士、障害支援等様々な所で人材不足が言われていますので、面的な福祉職という捉え方が大事かと思いました。

〔分科会長〕

福祉職、介護、保育と入れた方がいいかもしれません。

〔事務局〕

前回の分科会においても、幸重委員からスクールソーシャルワーカーについてご指摘いただいておりますので、そこも含めて対応していきたいと思います。

〔委員〕

今後5年間の重点的な取組が、谷口委員も言われたことも含めて3つになるとすれば、重層的支援体制整備事業の実施市町数だが指標というのは、少しさみしい感じがします。この事業については、私達もこれから研究をしていかなければいけません、じっくりと取り組んでいく自治体も出てくるかと思います。この5年間に何市町実施したかということより

も、この5年間にいかに総合相談、地域づくりが進んだかということになると、この事業を実施したかというだけが指標に入らない方がいいかと思います。

滋賀の福祉人を指標にいかに入れるか、他の福祉分野の計画との連携をどうするかを指標に入れるのかも出てくるかと思います。

大津の計画の策定を進めていますが、大津市にも関わる大事なことだと思いました。

次に基本方針2(3)の災害時要配慮者支援の推進が非常に大事ですが、その中に災害ボランティア活動の促進が入っていていいのか、いつ災害が起きるか分からない状況で、大津市と県社協では、災害ボランティアセンターを常設型で設置していますが、各市町で災害ボランティアセンターを常設型にするとか、何かそのような意気込みを入れようとするとか(3)に入れていいのか気になりました。

〔分科会長〕

関連ご意見でもいいです。

他いかがでしょうか。

〔委員〕

民生委員の立場として意見を述べさせていただきます。

基本方針1(2)③民生委員・児童委員の環境整備を挙げていただいております。

民生委員活動は、幅広いですが、幅広いだけでなく、奥深いことも何かいい表現があれば記載していただけるとニュアンスが伝わるかと思いました。手厚くなどいいフレーズがあれば伝えられるかと思います。

〔事務局〕

今の津田委員のご意見につきましては、表現を十分考えさせていただきたいと思います。

負担感があまり伝わないようにしたいと思っております。

〔委員〕

用語の定義で、地域生活課題の定義に生活困窮も入れておいた方がいいかと思いました。

また、基本方針1(2)に助け合い活動への参加自体がその人の元気にもつながることを記載していただけるといいなと思いました。

〔分科会長〕

様々な主体の特徴を活かしながら、自己実現を図り、互いを互いがエンパワメントすることをすればいいという趣旨ですね。

〔委員〕

基本方針２（１）の「種々の生活課題を抱える」の表現が共生社会条例策定時も様々なアンケートを取り、「生きづらさを抱える」としました。用語が条例であれ、計画であれ共生社会を目指していくということであれば、統一した表現にし、生活課題（生きづらさ）とした方がいいかと思います。

〔分科会長〕

生きづらさは本人の生きづらさ、本人がそうでなくても専門職からみた生きづらさがありますが、大切なのは本人がどう思うかです。

〔委員〕

用語の定義で、地域住民の定義に違和感があります。全体的に用語の定義に記載されている内容がバランスが取れていないと思いますので、用語の定義に入れなくてもいいかと思っています。

〔事務局〕

ご意見をいただかずにこちらが考えたものですので、地域住民というと個人のイメージが強くなるかと思い、団体、法人も含めて地域で活動する主体であることが伝えられたらと思いましたが、定義から抜くのもいいのかと思います。

〔分科会長〕

社会福祉法の改正で、地域住民が定義されている。以降は、法律で地域住民とあると全て定義通りに読まないといけませんので、社会福祉法人、施設を運営している人も地域住民に入ってしまう。もう一つは、厚生労働省は、共生社会はそれぞれが参加する人を分断しない考え方をそこに入れたかったようです。しかし、私は地域住民の定義を計画入れることによって、本文の理解が難しくなると思いますので、敢えて定義を記載する必要があるかと議論はしていました。

県民の方が読むと混乱するのではないのでしょうか。

〔事務局〕

了解いたしました。

文章の中で、地域住民と書かれるところと住民と書かれているところの整理はしっかりとさせていただきます。

〔委員〕

あともう1つあります。

成年後見制度の利用促進ですが、成年後見の利用促進については随分と理解が深まってきていると思いますし、実際、活用に向けて動いていますので書きぶりについては、実情に合わせて表現を変えた方がよいかと感じました。

〔事務局〕

了解いたしました。

こちらの表現につきましては、しっかりと見直していきたいと思います。

〔委員〕

先程の基本方針2（2）、（3）災害ボランティア活動の促進、DWAT がどこに入るのがよいかと考えました。

（2）感染症を含めた災害時の支援体制の構築とすると、感染症のことしか書けなくなりそうですので、災害時の支援体制の災害ボランティア、DWAT を（2）に入れるといいかと思っています。

〔分科会長〕

せっかく（2）、（3）としているので、整理をした方がいいかと思っています。

コロナについては、（2）に入れましょうか。

〔委員〕

基本方針3福祉人材の育成ですが、基本方針2でも記載されておりますとおり利用者側の苦情解決の制度はありますが、身近なところでも働き手のセクハラ、パワハラの声が聞こえてくる中で特異なことではないと思います。

自身のNPO法人においても、熱が入りすぎて職員に厳しいことを言っていると感じることがあります。しかし、働き手が事業主に言える訳ではありませんので、県が働く中での権利侵害についてしっかりと対応を示していただきたいです。また、大きな法人になれば、相談を受けたとき、我慢をしないといけないということではありませんので、地域社会で女性が接待対応をする意識が色濃く残っているところを物言いしないといけない時代になっていることを含めた研修等を具体的に示した方がいいかと思っています。

資質向上の中に、研修を盛り込んでおくべきだと思います。

〔分科会長〕

研修に入れるか、働きやすい環境、権利、キャリアアップができることを記載しておいた方がいいですね。

資質向上にも入りますが、そうではないこともありますし、ジェンダーバランスのことがありますので、上手に入れた方がいいです。

福祉分野では、全国的に女性は非常に少ないです。

そのようなことを記載していった方がいいかもしれません。

〔事務局〕

小規模の事業所の職員さんが声をあげやすい環境をつくっていかないといけないので検討したいと思います。

〔委員〕

基本方針2（2）において感染症の流行や自然災害と分かれています。今後の未知な感染症等について考えると複合災害に関して触れておいた方がいいかと思います。

〔事務局〕

ご指摘いただいた点につきましては、記載していきたく思います。

〔分科会長〕

今年は、コロナだけでなく色々な感染症も気を付けていかなければなりません。

他の委員会で記載している感染症については、情報を確認しておいてください。きちっと書かれていないことについては、柔軟に対応されたいと記載してください。

〔委員〕

SDGsの中で障害の人のことはあげなくていいのでしょうか。

〔事務局〕

SDGsの項目で障害となっているものはございませんので、「3すべての人の健康と福祉を」の中に含まれております。

〔分科会長〕

地域福祉においては、全てと言えるかと思いますが、県の取組の中で特に該当するものを挙げられているということです。

〔委員〕

5年間の重点的取組の包括的・重層的相談支援体制整備推進のところですが、介護の相談支援体制はかなり出来上がってきていますし、充実しています。しかし、障害分野の相談部門は、相談員が疲弊している状況にあります。本当に辞めていく相談員さんもいらっしゃるま

す。何が原因なのかとみると、一人の相談員さんが担当されている相談件数の多さです。それは、福祉職場への定着促進の中に、相談員支援の相談員さんの職業的なモチベーションの持っていきかたが今の状態では欠けているのかと思います。

もちろん、国の単価が安いのも一因ですが、滋賀としてどのように取り組むかがこれからの課題だと思っていますので、相談体制は職場の定着の促につながってくるのかという意味で相談支援の重点的な取組の中に職場の働き方をどこかに書いていただきたいです。

〔分科会長〕

「相談支援体制の整備推進と地域づくり」がセットでないと重層的支援はできませんので、訂正が必要です。

県で重層的支援体制整備事業を実施される自治体はどれくらいですか。

〔事務局〕

R3年度からの実施は4市

R4年度からの準備に向けて取り組むのは、7市1町です。

国庫が3/4です。

〔委員〕

基本方針3(2)専門職の確保・育成・定着ですが、街かどケアしがネットでも取り組んでいます。外国人の介護職員養成研修を実施しておりまして、今年は、40人の申し込みがありまして、20人の研修が11月1日から始まっています。

長浜市社協でも実施されており、そちらでも20人近くの方が研修を受けておられると聞きます。

現在、コロナの加減で雇止めになられた方がおられるため今年は特に申し込みが多いのかもしれませんが、そういった方の介護現場での活躍も記載しただけだと思います。

また、今年度は取り組んでいませんが、障害のある方が、その人ならではの介護の現場、保育の現場でいい持ち味を出していただけて活躍されることを考えて障害のある方についても記述していただければいいと思いました。

〔分科会長〕

多様な人材にそれが入っていますので、本文には入ると思いますが、骨子にも記載することも大事です。

〔委員〕

社会福祉法人の経営に対する言及が基本方針1⑥、⑦に公益的な取組等記載がありますが、社会福祉法人本体の経営が「誰一人取り残さない環境づくり」の役立っていることを県とし

て打ち出していただけるといいなと思っています。

基本方針2のどこかに入れていただく場合は、(6)のタイトルを変えて入れていただくか、一つ項目を増やして記載いただくかがよいかと思います。

現在、連携法人やいろいろと社会福祉法人の改革が進められています。経営が、誰一人取り残さないことを意識してやっているという意味です。

次に基本方針1(1)の包括的・重層的支援体制の整備推進ですが、これは大事な方向性ですが、活動している人やこれから先のことを考えたとき、補助金や委託金のもとで様々な地域の活動や住民の活動が整備されていって、大事な支え合いの活動等が体系の中に入っていく、大事なことが失われがちになってしまいます。今は、コロナ禍の中で、自分達に何ができるのかみんなが難しい中で考えている時期です。

基本方針1の順番、言葉を工夫した方がいいと思います。

〔分科会長〕

社会福祉法人は時代によって大きく変わります。東京の法人、九州の法人と色々な形ができます。私達が想像している以上に変わりますので、滋賀の福祉人としての社会福祉法人を創って、誰一人取り残さないイメージを社会福祉法人と共に大事にしていく、守りながら一緒に取り組んでいくことを記載していく必要があります。

〔事務局〕

現状としては、指導監査の中で経営の正常性を確保していますが、社会福祉法人の環境が変わっている中で、柔軟な対応をしていただけるように県として支援をしていく観点をいれていくということでしょうか。

〔分科会長〕

ちゃんと滋賀県は創ってきているので、ここは守りましょうと記載した方がいいです。

〔委員〕

計画の指標において、重層的支援体制の整備を挙げられていますが、5年間の国庫補助があるとみてよろしいでしょうか。

〔事務局〕

国庫補助につきましては、何も確約されたものはありませんが、国の取組としてましては、縦割りの補助制度をやめて一括交付金化していくのは出しておられますので、数年で終わるという整理をしておりません。

〔委員〕

国庫を期待して取り組んでもいいのでしょうか。

〔事務局〕

5年間で全市町が重層的支援体制事業を実施されるとは思っていませんが、そこに向けての支援は必要だと思っています。

〔委員〕

基本方針3⑦ですが、自分で自分のエンディング（整理）ができる人が増えるといいなと思っていて、大津市では、民生委員・児童委員さんと一緒にエンディングノート作って、そういうことを考える人向けの勉強会を地域で進めています。そのため、そういうくだりもあるといいなと思います。⑦になるのか、別のところになるのかわかりませんが、検討してください。

〔事務局〕

本県レイカディアプランの改定を進めておりますが、QODの取組を掲げておりますので、そこに合わせて考えていきたいと思えます。

〔委員〕

暮らしているみんなのことですので、基本方針1に入れるといいと思えます。

〔事務局〕

地域の皆さんの意識としてそういうものを持っていることを盛り込むということで検討します。

〔分科会長〕

どちらにも関することですから、再掲としてもいいかと思えます。

本日の状況でもう一度整理をしていただいて、ご意見がある方はまた言ってください。

〔事務局〕

次回の会議にも内容を詰めて、素案としてご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。